

校長会の研究 (第16回)

「校長」の将来像 / 続報 定期健診契約

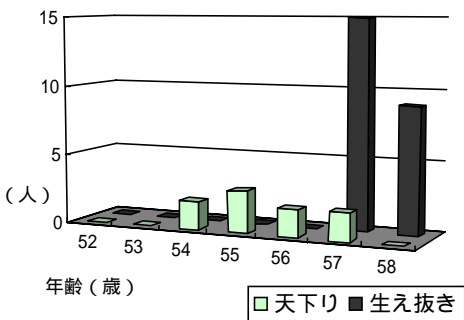
www.net-ibaraki.ne.jp/koukyoso/kouchoukai/

※二〇〇二年度の校長人事

二〇〇二(平成一四)年四月一日付けで、三四人の新任高校長が発令された。一一一の高校長ポストの三二%に達する。平均年齢は「天下り」組が五五・四歳、「生え抜き」組が五七・四歳とほぼ昨年通りであった。しかし今年は五六歳以下での「生え抜き」組の昇任はなく、全員が五七歳(残り三年)または五八歳(残り二年)であった。一九九九(平成一一)年からわずか三年で、「生え抜き」組の昇任最低年齢が一歳上昇したことになる。昨年は新任者二七人中一六人(五九%)だった。「生え抜き」組が、今年度三四人中一四人(七二%)に増加したのも、とりわけ「生え抜き」組において「短命化」が顕著であることの結果である。(グラフと平均年齢の計算からは、一度めの新任である副教育次長「稲葉節生 水戸一高校長は除いた。)

一年前の当研究(第九回)で、校長昇任待

【新任校長年齢別人数】



この行列は長くなる一方なので、いずれ五九歳(残り一年)の「蜻蛉(かげろう)校長」も必至だろうと予想した。新任ではないが今年度ついに五九歳の校長の転任が発令された。吉武和治郎前鹿島灘高校長が、残り一年で、

同一市内の鹿島高校に転任したのである。校長人事における条件がまたひとつ撤廃された。校長人事の「過剰流動化」傾向は、今後さらに進行するだろう。

※行政の透明化と県高校長協会

本研究の指摘や提言にもかかわらず、茨城県高等学校校長協会の放漫な組織体質は一向に改められていない。公費依存・団費(P.T.A.会費)依存の会計処理もそのままである。

校長協会に対する教育行政当局の「及び腰」姿勢も従来通りである。校長らによる「出張」許可権限の濫用と公費の無駄遣いという、明らかに不正行為すら是正できないでいる。校長の出張許可願・旅行命令票・復命書・出動簿などあらゆる公文書が開示される時代に、説明のつかない県高校長協会の職務のために、一人当たり年間数十日もの「出張」がおこなわれるという異常な事態がいつまでも許されるはずはない。

教育行政幹部から校長への「天下り」についても、是正するつもりはないようだ。教育次長・参事・課長の地位にあった者が、翌年度には校長になり、後輩たる教育次長・参事・課長から指示を受けるというのでは、行政機構の階級原理は根柢からくつがえる。

情報公開・行政民主化の時代趨勢は押し止め難く、高校長協会が従来の活動形態を維持できなくなる日が、本県にも間もなくやってくる。その際、茨城県教育行政がその余波を受けずに済むはずがない。任意団体ひとつ満足に統制できない地方教育行政当局が、他の行政機関や県民からどのような評価を受けることになるか、よく考えてみるべきである。

※校長の将来像

校長が、一年か二年で落ち着きなく転勤する。そのうえ、「校長協会」や「高体連」などの出張で年間何十日も学校を留守にする。校長ポストの重みが、ほとんど失われる。教諭と比べて二級アップの「四級」の給与、一四%(一部の校長は一六%)の管理職手当、一五%割増(一部は二〇%)のボーナスを受けながら、出張ばかりであり学校にいない。県教育委員会は、見て見ぬふりで放置する。これでは、学校に「校長」はいらないと言

っているようなものである。行き着く先は、校長の非常勤職員化である。「校長」は非常勤の特別職公務員となり、週に一回、半日程度出勤し、文書の決裁などの形式的・事務的な仕事をこなすだけになる。あとは、学校行事で、「あいさつ」や「講話」をおこなっただけ。報酬は一日二万円の定額制で、白間四回勤務の月額八万円、年額は九六万円。手当は通勤手当のみ。県立学校一三〇校で人件費が年間一五億円で節約できる。これで小規模校が五、六校程度、廃校を免れる。

校長は残りの週六日を自由な時間として利用できる。従来通り好きにだけ、校長協会「の会費をおこなえばよい。ただし、出張旅費と日当は支給されないから自費での活動となる。年間一億円の県費旅費が削減できる。もちろん、「非常勤特別職の校長」といっても、ハンコをつくだけが仕事では公費の無駄使いだとの批判は避けられない。産業界が校長を兼任し、出勤に際しては職場巡視をおこない、毎月一回以上の衛生委員会出席もこなすとか、あるいは普通の会社員が校長となつて、P.T.A.役員などに限らない、普通の保護者からの要望・意見の集約に努めるなど、「実際に役に立つ校長」に、皆に喜ばれる校長」を目指すことになる。

※定期健診契約

前回まで当研究は、「教頭会法規講習会」における労働安全衛生法違反」として、教職員定期健康診断についてみてきたが、ここで今年度分の契約に関して報告する。

県教育委員会(担当は保健体育課(中村昌課長)の学校保健係(仲達進係長)は、今年度の教職員の定期健康診断の委託機関の決定および契約の締結において、一切の批判を受け入れず、前年通りの方法を踏襲した。すなわち生徒等の健康診断を一括して、女備な出張検診方式を指定したうえで、県教育委員会において一括して学区ごとの随意契約方式で委託業者を割り振るといふものである。

二〇〇三年三月四日、県教育委員会建設工事等請負業者選定委員会(高課室長)は、随意契約に先立って実施される見積に参加させる業者の推薦について、保健体育課の原素とあり承認した。一年連続で医療事故を起こし

た茨城県総合健診協会(会長「橋本昌知事」も、「検診方法・検診結果に安全性・信頼性がある」として推薦された。今年度は従来の二業者に加えて、あらたに「業者が見積に参加することとなった。

三月六日付けで各業者に見積通知書が発送され、三月一三日、県庁舎二階の第三入札室で午後、時三〇分に第一学区、以後一五分間隔で、第二学区から第五学区までの見積がおこなわれた。

日立メテイクセンターは、前年受注した第一学区のほか、第三学区に於いて見積を提出した。茨城県総合健診協会は前年受注した第一学区と第五学区に於いて見積を提出した。茨城県メテイクセンターは、前年受注した第三学区と第四学区のほか、第一学区と第二学区の見積にも参加したが、向し医師会設立団体である取手北相馬保健医療センターが参加する第五学区は辞退した。新規の一業者のうち、財団法人全日本労働福祉協会茨城県支部(岩間町一九七七年設立)は、第五学区すべてで推薦を受けたが、第一学区から第四学区までを辞退し、第五学区にだけ見積を提出した。社団法人取手北相馬保健医療センター(取手市一九八一年設立)は、第五学区についてだけ推薦を受け、見積を提出した。

※圧倒的な価格差

五業者の提出した見積単価と合計額は、一覽表のとおりである。表中の「検査項目」欄の右側の「予定価格」とは、保健体育課があらかじめ算出しておいた単価と合計額であり見積終了まで公開されない。五業者が提示した単価と合計額のうち、「予定価格」と同額のものには、網掛けをほどこした。昨年同様日立メテイクセンター、総合健診協会、茨城メテイクの三者は、ほとんどすべての項目について、「予定価格」通りの見積額を提示した。これに対して、新規一業者の提示した額はほとんどの項目にわたって「予定価格」と異なっており、しかもそれを大きく下回っていた。従来一業者と新規一業者の価格差は歴然としており、一人当たり価格では生徒の場合で三三%、教職員の場合で二二%に及んだ。従来三業者だけが見積に参加した第一学区から第四学区までにおいては、〇・一%から

一・二％といわずすかの価格差で契約業者が決定した。第一学区は日立メディカル、第二学区と第四学区は茨城メディカルだった（いずれも前年と同じ）。第一学区は茨城メディカルに決定した。前年は総合健診協会、当学区で二〇一一年二月×線フィルムの取り扱いがあった。五業者がそろって推薦された第五学区は、日立メディカルと茨城メディカルが辞退し、ここまで契約を取っていない三業者の競争となった。総合健診協会は「予定価格」に近い四九一六万円を提示したが、取手北相馬保健医療センターは一〇〇〇万円以上低い約三九〇五万円を、全日本労働福祉協会はさらに二八万円低い三七六万円を提示した。

◆定期健診の現状と人間ドック人気

保健体育課が職場の教職員の要望や批判に一切耳を貸さず、高値で低質の医療を義務づけるなか、一・年連続で医療事故が起きた。もはや誰も責任を取らず、向うの方針変更も行わないということではすまない段階である。一九九〇年度以来の総合健診協会の独占体制はいつたん頓挫したが、これは大きな変化のしじまりに過ぎない。

教職員の定期健康診断は、労働安全衛生法に基づき実施されるべきものである。労働安全衛生法の目的は労働災害の予防である。このことを理解せず、学校保健法に基づく生徒の健康診断のついでに教職員の健康診断を実施することに「たわろ」保健体育課的手法は、現行法体系には、到底合致しない。公務災害補償と福利厚生事業については教育庁福利厚生課が担当することになりながら、健康診断を含む労働安全衛生全般について保健体育課が誤った仕方で取り仕切る状況が続く限り問題は決して解決しない。

福利厚生課が担当している「人間ドック」は、地方公務員法第四「条」に基づく福利厚生事業の一環である。昨年度、県立学校の教職員七七八一人の三二・五％に達する二五五八人が、「人間ドック」を受診した（講師を除く）。受診申込者は三四〇七人（四三・二％）に達する。「人間ドック」人気の理由が、定期健康診断のあまりのお粗末さにあることは明らかである。「人間ドック」の場合、受診当日は職務専念

義務を免除されるから、仕事を離れて落ち着いて検査を受けることができる。検査は医療機関の建物内で検査衣に着替えたうえでおこなわれる。検査結果はその日のうちに呈示され、医師による診察や保健婦によるアドバイスもきちんと実施される。

いっぽうの定期健診は、勤務の合間に衛生的とはいえない学校の建物内で実施される。プライバシー保護に無頓着で、検査テーブルは同僚に筒抜け。異常値や病名までわかってしまつて、男女の分離すら不十分で落ち着いて検査をつけるどころではない。心電図測定はベッド代わりのテーブルに寝かされる。尿を入れたコップを持って右左左させられる。無愛想な対応。結果通知は一月も先、医師による診察はほとんど行われない（医師法違反）。ある学校はほとんど行われない（医師法違反）。ある学校はほとんど行われない（医師法違反）が、あまりのひどさに仰天した。福利厚生課の「人間ドック」と保健体育課の定期健診が別個に実施されるために、桌費の二重支出と多額の個人負担が生じていることも見逃せない。二五五八人分の「人間ドック」の費用のうち、医療機関窓口での個人納入分（一人あたり九一〇〇円から一六六三〇〇円を除く）九一〇〇万円が、桌費（二七〇〇万円）共済組合（四五〇〇万円）、互助会（一九〇〇万円）から支出されている。共済組合の財源は労使折半だから「人間ドック」には合計四九五〇万円以上の桌費が投入されていることになる。そして七〇〇〇万円以上を共済組合掛金・互助会掛金・人間ドック受診時の個人負担金として、教職員が負担していることになる（受診しない人も負担している）。

生徒分を一括して契約している定期健診のうち、教職員分の桌費支出額は六三六万円である（以上二〇〇一年度分についての概算）。

◆定期健康診断の改善と費用削減

定期健診は、職場ごとに教職員の要望に基づいて衛生委員会と協議し、近隣の医療機関を選定する。交代で、一日職専免扱いで受診する。法定の検査項目に加えて、いくつかの血液と尿の検査項目、眼底検査、眼圧検査、腹部超音波検査、大腸がん検査、婦人科検査を加えれば、「一日人間ドック」と同程度ないしそれ以上の水準に達する。

追加検査のための差額が、かりに個人負担だとしても「人間ドック」のための負担と考えれば納得できるだろう。しかし、定期健診を「人間ドック」並みの水準で実施すれば、教職員七七八一人のうち四割以上の三四〇七人が「人間ドック」に殺到し、くし引きで当選者を決める異常事態は解消するに違いない。県・共済組合・互助会の財政負担は大幅に軽くなる。その分を追加検査の費用に振り向ければ、個人負担額は大幅に圧縮できる。

医師法違反と労働安全衛生法違反、医療行為として問題外の低水準と度重なる医療事故、莫大な額の無駄遣いなど、どこから見ても「保健体育課体制」のもつての定期健康診断は行き詰まっている。健康と医療に関する事柄である。当事者の要望・意見を無視して非人間的医療行為を強要する人権侵害は、もはや許されない。担当課の変更と定期健診の改善は、待たないである。

現時点が、県教育委員会として、みずから事態の打開をはかりつる最終段階である。

検査項目	予定価格	日立メディカル	総合健診協会	茨城メディカル	取手北相馬	労働福祉協会	見積価格差	価格差比
生徒等	尿検査	¥240	¥240	¥240	¥240	¥210	¥180	¥60 33%
	寄生虫卵検査	¥180	¥180	¥180	¥180	¥150	¥150	¥30 20%
	心臓検診	¥1,900	¥1,900	¥1,900	¥1,900	¥1,290	¥1,300	¥610 47%
	胸部間接撮影	¥680	¥680	¥680	¥680	¥650	¥600	¥80 13%
	胸部直接撮影	¥2,220	¥2,220	¥2,220	¥2,220	¥2,200	¥1,000	¥1,220 122%
	喀痰検査	¥2,600	¥2,600	¥2,600	¥2,600	¥2,000	¥2,000	¥600 30%
	一般検診	¥1,850	¥1,850	¥1,980	¥1,850	¥2,000	¥1,600	¥400 25%
教職員	心電図検査	¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥1,500	¥1,290	¥1,500	¥210 16%
	血液検査	¥3,000	¥3,000	¥3,000	¥3,000	¥1,770	¥2,500	¥1,230 69%
	胸部間接撮影	¥1,200	¥1,200	¥1,200	¥1,200	¥1,050	¥600	¥600 100%
	胸部直接撮影	¥2,220	¥2,220	¥2,220	¥2,220	¥2,200	¥1,000	¥1,220 122%
	喀痰検査	¥2,600	¥2,600	¥2,600	¥2,600	¥2,000	¥2,000	¥600 30%
	コリンエステラーゼ	¥200	¥200	¥200	¥200	¥150	¥0	¥200 #DIV/0!
	胃の検査	¥4,070	¥4,070	¥4,370	¥4,070	¥4,000	¥3,800	¥570 15%
結核精密検査巡回料	第1学区	¥50,000	¥40,000	辞退	¥50,000	不参加	辞退	¥10,000 25%
	第2学区	¥50,000	辞退	¥45,000	¥40,000	不参加	辞退	¥5,000 13%
	第3学区	¥50,000	¥60,000	辞退	¥40,000	不参加	辞退	¥20,000 50%
	第4学区	¥50,000	辞退	辞退	¥40,000	不参加	辞退	無競争 無競争
	第5学区	¥50,000	辞退	¥45,000	辞退	¥60,000	¥50,000	¥15,000 33%
見積合計額	第1学区	¥21,572,985	¥21,551,985	辞退	¥21,572,985	不参加	辞退	¥21,000 0.10%
	第2学区	¥42,309,540	辞退	¥42,794,640	¥42,288,540	不参加	辞退	¥506,100 1.20%
	第3学区	¥16,521,120	¥16,542,120	辞退	¥16,500,120	不参加	辞退	¥42,000 0.25%
	第4学区	¥35,557,935	辞退	辞退	¥35,536,935	不参加	辞退	無競争 無競争
	第5学区	¥48,714,120	辞退	¥49,166,670	辞退	¥39,054,960	¥37,768,500	¥11,398,170 30.18%
生徒一人当たり（結核精密検査非該当）	¥3,000	¥3,000	¥3,000	¥3,000	¥2,300	¥2,230	¥770 35%	
教職員一人当たり（40歳以上、結核精密検査非該当）	¥11,620	¥11,620	¥12,050	¥11,620	¥10,110	¥10,000	¥2,050 21%	

（注） 単価は消費税を含まず、合計額は消費税を含む。

網掛けセルの価格は、予定価格と同額のもの。

結核精密検査巡回料と見積合計額のうちゴシック体は、決定業者。